

政策 I-1-(1)-①

1. 政策及び16年度重点施策等

| | |
|----------|--|
| 政策 | 主要行の不良債権処理の促進 |
| 16年度重点施策 | ① 金融再生プログラムに基づく措置の実施 ② 整理回収機構（RCC）の一層の活用 ③ 産業再生機構との連携 |
| 参考指標 | ① 不良債権の状況《16年度末までに主要行の不良債権比率を半分程度に低下》 ② 金融再生法第53条買取の状況（買取金額）、整理回収機構による企業再生の状況（再生件数） ③ 産業再生機構への意見通知等の状況、産業再生機構と金融庁との連絡会等実施状況、産業再生機構による支援決定状況（支援決定数） |

2. 政策の目標等

| | |
|------|-------------------|
| 法定任務 | 金融機能の安定 |
| 基本目標 | 金融機関が健全に経営されていること |
| 重点目標 | 不良債権問題が正常化されること |

3. 政策の内容

不良債権処理の促進は、金融機関の収益力改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものです。

従って、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠です。

このような考え方にに基づき、「金融再生プログラム」（平成14年10月）においては主要行の不良債権比率を16年度末までに14年3月末の半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図ることとともに、整理回収機構の一層の活用や産業再生機構との連携強化を促進しています。

4. 現状分析及び外部要因

16年3月期の主要行の不良債権比率は5.2%となっており、17年3月期には確実に不良債権問題の正常化を図り、構造改革を支えるより強固な金融システムが構築されるよう、引き続き金融再生プログラムを着実に実施していくことが必要とされてきました。

他方、我が国の経済情勢については、企業収益が改善し、設備投資が緩やかに増加するなど、景気は、弱さを脱する動きが見られ、緩やかに回復しています。企業の業況判断については慎重さがみられるものの、先行きについては、企業部門の好調さが持続する中で、家計部門も改善しており、景気回復は底堅く推移することが見込まれるといった状況です。

【資料1 国内総支出等の推移】

| | 16年4－6月 | 7－9月 | 10－12月 | 17年1－3月 |
|-----------------------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 実質国内総支出（％） | ▲0.2 | 0.2 | 0.1 | 1.2 |
| 名目国内総支出（％） | ▲0.5 | ▲0.2 | 0.2 | 0.6 |
| 企業収益（％） （経常利益、全規模・全産業） | 34.3 | 37.8 | 17.6 | 15.8 |
| 日銀短観 業況判断 D.I. （全規模・全産業） | 0 （16年6月） | 2 （16年9月） | 1 （16年12月） | －2 （17年3月） |
| 企業倒産件数（件） | 3,403 | 3,310 | 3,297 | 3,176 |
| 完全失業率（％） | 4.8 | 4.7 | 4.4 | 4.7 |
| 国内企業物価（％） | 1.7 | 1.9 | 2.0 | 1.4 |
| 消費者物価（％） | ▲0.2 | ▲0.2 | ▲0.2 | ▲0.4 |

| 全国市街地価格指数 （平成12年3月末=100） | 15年9月 | 16年3月 | 16年9月 | 17年3月 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 住宅地 | 84.4 | 81.7 | 79.3 | 77.3 |
| 商業地 | 69.6 | 66.1 | 63.0 | 60.6 |

（注1）実質国内総支出及び名目国内総支出は季節調整済前期比。経常利益、国内企業物価及び消費者物価は前年同期比。（全国ベース）

（注2）D.I. = 「良い」とみる企業の割合（％）－「悪い」とみる企業の割合（％）

（注3）業況判断D.I.は15年12月以降「新ベース」の値（16年3月の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加）。

（注4）消費者物価は生鮮食品を除く総合を記載。

出所：全国市街地価格指数については、（財）日本不動産研究所、その他は内閣府「月例経済報告関係資料」

5. 事務運営についての報告及び評価

（1）事務運営についての報告

主要行の不良債権問題の解決に向けて、引き続き「金融再生プログラム」を着実に実施し、また、整理回収機構の機能活用の推進に向けた取組みを行うとともに、産業再生機構との連携等を図りました。

① 金融再生プログラムに基づく措置の実施

金融再生プログラムについては、引き続き構造改革を支えるより強固な金融

システムの構築に向け、施策の的確・着実な実施に努めました。

その具体的な実施状況は別添 1 のとおりです。

② オフバランス化ルール

13 年 4 月の緊急経済対策において、主要行の破綻懸念先以下の債権については、3 年以内にオフバランス化につながる措置を講ずることとされており、14 年 4 月には「より強固な金融システムの構築に向けての施策」の中で、原則 1 年以内に 5 割、2 年以内にその大宗（8 割目途）について所要の措置を講ずるとの目標が設定されており、それに基づくオフバランス化が進められています。

③ 整理回収機構の一層の活用

金融機関の不良債権処理を促進するため、整理回収機構において金融再生法第 53 条に基づく健全金融機関からの不良債権の買取を行うとともに、信託機能等を活用した企業再生を積極的に推進しました。

④ 産業再生機構との連携

産業再生機構との連携を通じて、金融機関における産業再生機構の活用が一層促進されました。

⑤ 特別検査等の実施

主要行の不良債権問題の終結を目指し、金融再生プログラムの達成を確実なものとするため、主要行全 11 行に対して、16 年 9 月期を対象とした特別検査を実施しました。さらに、金融再生プログラムの最終段階に当たり、16 年 9 月期の特別検査の対象債務者の一部に対して、17 年 3 月期における適正な債務者区分の確保を図るため、リアルタイムで特別検査限定フォローアップを行いました。

(2) 評価

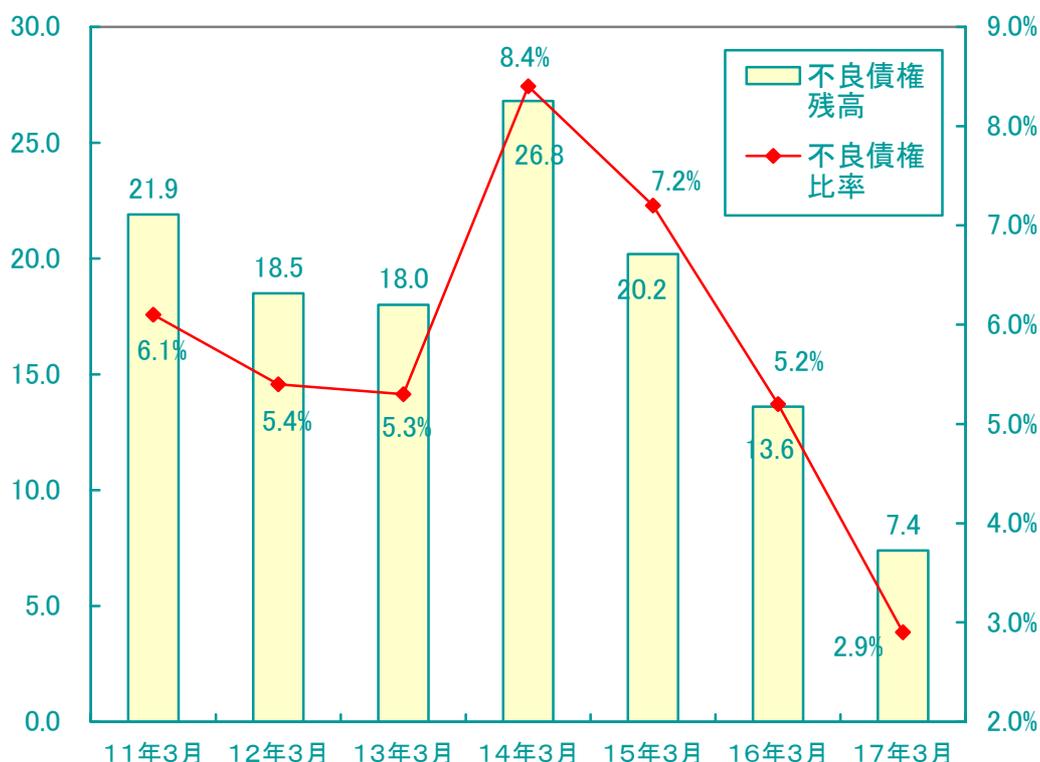
① 金融再生プログラムに基づく措置の実施

金融再生プログラムの諸施策を着実に推進した結果、主要行の不良債権比率は 8.4%（14 年 3 月期）から 2.9%（17 年 3 月期）へと低下し、金融再生プログラムにおける不良債権比率の半減目標は達成されました。

② オフバランス化ルール

17 年 3 月期における主要行の破綻懸念先以下債権の処理状況をみると、別添 2 にみられるとおり、2 年 3 年ルール、5 割 8 割ルールに沿ったオフバランス化が進められています。

【資料2 不良債権の動向（主要行）】



③ 整理回収機構の一層の活用

整理回収機構は、16年7月から17年6月末までに金融再生法第53条に基づき健全金融機関から1,928億円（元本ベース）の不良債権を買い取る一方、1兆8,173億円（元本ベース）の保有債権を流動化しました。また、同期間において、98件の企業再生（法的再生・私的再生）を実施するとともに「RCC企業再編ファンド」について30行と業務委託契約を締結しました。

このように、整理回収機構を一層活用することで、金融機関の不良債権の迅速なオフバランス化の確実な実現や積極的な企業再生等が図られたものと考えています。

なお、整理回収機構においては、「金融改革プログラム」（16年12月）を踏まえ、再生機能の見直し及び保有債権の流動化についての考え方を取りまとめて公表しました（17年4月）。

④ 産業再生機構との連携

産業再生機構は、16年7月から17年6月末までに23件の支援決定を行っていますが、産業再生機構が支援決定等を行う場合、あらかじめ主務大臣の意見を聴くこととされていることから、内容を精査のうえ適切に対応しました。また、16年9月に開催された「事業再生市場の現状と今後の課題に関するシンポジウム（主催：内閣府）」を後援しました。

このような連携を通じて、産業再生機構が一層活用され、不良債権処理の促進という観点も含めて、産業と金融の一体的再生が着実に進捗したものと考えています。

⑤ 特別検査の実施

特別検査等の結果については、特別検査対象債務者の大口要管理先への引当率が15年3月期22%から16年9月期53%と大幅に上昇するなど、貸倒引当金が手厚くなった一方、不良債権処理コストは、15年3月期1.3兆円から16年9月期0.4兆円に低下しており、不良債権問題の正常化に寄与したものと考えています。

【資料3 特別検査等の実施結果】

| | 不良債権処分損 | 大口要管理 先の引当率 | 特別検査対象債務者先数 | |
|----------------------------|---------|----------------|-------------|---------|
| | | | | うち下位遷移先 |
| 14年3月期特別検査 | 1.9兆円 | — | 149先 | 71先 |
| 15年3月期特別検査 | 1.3兆円 | 37% [22%] | 167先 | 27先 |
| 15年9月期フォローアップ ^o | 0.9兆円 | 40% | 161先 | 24先 |
| 16年3月期特別検査 | 0.7兆円 | 52% | 133先 | 26先 |
| 16年9月期特別検査 | 0.4兆円 | 53% | 135先 | 39先 |

(注1) [] 内は、DCF法適用以前の算出方法により試算した引当率

(注2) 16年9月期における下位遷移先39先のうち、約3分の1については、銀行自らが不良債権の早期処理決定を行った結果、下位遷移したもの

6. 今後の課題

不良債権問題が再び発生し、それが経済の足枷となることのないよう、今後とも検査・監督当局による効率的かつ効果的なモニタリングの実施（検査・監督当局の更なる連携強化等）等を行うことにより、個々の金融機関の不良債権の状況やリスク管理態勢等を注視していくとともに、金融再生プログラムの残された課題についても、着実に取り組んでいく必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

これまでの取組み（金融再生プログラム等の諸施策の着実な実施）により、政策は達成されました。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 主要行の平成 16 年度決算について
- ・ 不良債権の状況等
- ・ 各金融機関の決算関係資料

10. 担当部局

監督局総務課、監督局総務課信用機構対応室、監督局銀行第 1 課、検査局総務課

「金融再生プログラム」の実施状況

(14年10月～17年6月)

| 項目 | 進捗状況 | | | | | | |
|--|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る | (単位:%) | | | | | | |
| | 14年 | | 15年 | | 16年 | | 17年 |
| | 3月 | 9月 | 3月 | 9月 | 3月 | 9月 | 3月 |
| | 8.4 | 8.1 | 7.2 | 6.5 | 5.2 | 4.7 | 2.9 |

| 項目 | 実施状況 | 参考 |
|-------------------------------------|---|---|
| 1. 新しい金融システムの枠組み | | |
| (1) 安心できる金融システムの構築 | | |
| (ア) 国民のための金融行政 | | |
| (イ) 決済機能の安定確保 | ・「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」を施行(15年4月1日) | ・金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫)の約98%が当座預金以外の決済用預金を提供(17年4月1日現在) |
| (ウ) モニタリング体制の整備 「金融問題タスクフォースの新設」 | ・「金融問題タスクフォース」を設置(14年12月27日) | ・これまで19回開催 |
| (2) 中小企業貸出に対する十分な配慮 | | |
| (ア) 中小企業貸出に関する担い手の拡充 | ・銀行免許認可の迅速化について直ちに対応 ・信託業の担い手や受託可能財産の範囲の拡大等を内容とする「信託業法」を施行(16年12月30日) | ・17年3月末までに、信託契約代理店28社登録、信託受益権販売業者18社登録 |
| (イ) 中小企業再生をサポートする仕組みの整備 | ・RCCにおいて、中小企業再生型信託スキームを創設(14年11月22日) | ・RCCにおいて、17年3月末までに3,500億円を超える中小企業再生型信託を設定 |
| (ウ) 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出 | ・平成14年度健全化計画から適用 | ・14年10月、2行に対して、15年1月、1行に対して、業務改善命令を発出 |
| (エ) 中小企業の実態を反映した検査の確保 | ・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等で得た情報を活用し、中小企業の実態に即した検査を実施 ・中小企業の実態に即した検査を確保する観点から、検査マニュアル別冊[中小企業融資編]を改訂(16年2月26日) ・同別冊について、検査官への研修、金融機関、中小企業の経営者等への説明会の開催など周知徹底活動を実施 | ・マニュアル別冊改訂後、17年3月末までに、金融機関に対し61回(延べ1350機関)、商工団体等に対し217回(延べ301団体)の説明会を実施 |
| (オ) 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備 | | |
| ①「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設 | ・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」を金融庁(14年10月25日)・財務局等(14年11月1日)に開設 ・PR用チラシを地方自治体、商工会・商工会議所等に配付 | ・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の受付件数は、減少傾向(受付件数:15年度 752件、16年度 341件) |
| ②「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施 | ・「ホットラインの受付・活用状況について」を四半期毎に公表 | |
| (3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結 | | |
| (ア) 政府と日銀が一体となった支援体制の整備 | | |
| ①日銀特融による流動性対策 | ・必要な場合には、直ちに対応 | ・りそな銀行及び足利銀行に対し日銀特融を要請 |
| ②預金保険法に基づく公的資金の投入 | ・必要な場合には、直ちに対応 | ・りそな銀行に対し1.96兆円の資本増強を実施 |
| ③検査官の常駐的派遣 | ・「『特別支援金融機関』に対する経営監視について」を公表(15年4月4日) | ・りそな銀行に対する経営監視チームの設置(15年5月) ・りそなホールディングス及びりそな銀行に対し、ガバナンスの検証に重点を置いた検査を実施。その後、通年・専担検査体制の下、年1回の通常検査及び特別検査等を実施 |

| 項目 | 進捗状況 | |
|---|---|--|
| (イ)「特別支援金融機関」における経営改革 ①経営者責任の明確化 ②適切な管理方法(「新勘定」、「再生勘定」) ③事業計画のモニタリング (ウ)新しい公的資金制度の創設 | <ul style="list-style-type: none"> ・厳しく対応する方針 ・「管理会計上の勘定分離の仕組みの整理について」を公表(15年4月4日) ・「金融問題タスクフォース」を設置(14年12月27日) ・金融審議会において、「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」を公表(15年7月28日) ・「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」を施行(16年8月1日) ・「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に係る中小・地域地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正を公表(16年7月29日) | <ul style="list-style-type: none"> ・外部からの人材登用等による経営陣の刷新 等 ・りそな銀行における勘定分離の実施(参考)再生勘定残高 約3.6兆円(15/9末)⇒約0.5兆円(17/3末) ・これまで19回開催 ・「金融機能強化審査会」の第一回会合を16年8月に開催(会長の互選、運営規程の決定等) |
| 2. 新しい企業再生の枠組み (1)「特別支援」を介した企業再生 (ア)貸出債権のオフバランス化推進 (イ)時価の参考情報としての自己査定を活用 (ウ)DIPファイナンスへの保証制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・的確に対応 ・財政的措置については、RCCによる53条買取に係る収支状況を見極めながら検討 ・預保・RCCにおいて、「金融再生法第53条買取に際しての時価についての考え方」を公表(14年12月20日) ・「中小企業信用保険法の一部を改正する法律」を施行(14年12月16日) | <ul style="list-style-type: none"> ・りそなの17年3月末の不良債権比率は、集中再生期間における目標値である3%台(3.3%)を達成 ・足利の17年3月末の不良債権比率は、目標値である12%台(12.5%)を達成 |
| (2)RCCの一層の活用と企業再生 (ア)企業再生機能の強化 (イ)企業再生ファンド等との連携強化 (ウ)貸出債権取引市場の創設 (エ)証券化機能の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・RCCにおいて、「RCCの企業再生機能の強化について」を公表(14年11月22日) ・預保・RCCにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表(14年12月20日) ・全国銀行協会において、「貸出債権市場協議会報告書」を公表(15年3月28日) ・全国銀行協会において、「貸出債権市場における情報開示に関する研究会報告書」を公表(16年4月9日) ・預保・RCCにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表(14年12月20日) | <ul style="list-style-type: none"> ・日本政策投資銀行において14年10月から17年3月までに30の企業再生ファンドに対して約1,500億円を出資 ・RCCにおいて、17年3月までに347件の企業再生を実施 ・RCCにおいて、17年3月までに3.6兆円の保有債権の流動化(売却・証券化)を実施 ・15年4月から17年3月までに、地域銀行等を含め18.3兆円の貸出債権の流動化を実施(金融経済統計[日本銀行]) ・RCCにおいて、17年3月までに5,000億円を超える保有債権の証券化を実施 |
| (3)企業再生のための環境整備 (ア)企業再生に資する支援環境の整備 (イ)過剰供給問題等への対応 (ウ)早期事業再生ガイドラインの策定 (エ)株式の価格変動リスクへの対処 (オ)一層の金融緩和の期待 | <ul style="list-style-type: none"> ・産業再生・雇用対策戦略本部で関係府省に要請(14年11月12日) ・経済産業省において、「早期事業再生ガイドライン」を公表(15年2月26日) ・「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律」を施行(15年4月9日) | <ul style="list-style-type: none"> ・産業金融機能強化関係閣僚等における会合において、「経済活性化のための産業金融機能強化策」を取りまとめ、当庁関連の諸施策を着実に実施。(当庁関連の主要項目:信託業法の改正、リレーオンシップ・バンキングにおける中小企業に対する経営支援機能の強化等) |
| (4)企業と産業の再生のための新たな仕組み | <ul style="list-style-type: none"> ・産業再生・雇用対策戦略本部において、「企業・産業再生に関する基本指針」を決定(14年12月19日) ・「株式会社産業再生機構法」を公布(15年4月9日) ・同機構設立(15年4月16日) | <ul style="list-style-type: none"> ・41件について支援決定 |

| 項目 | 進捗状況 | |
|---|---|---|
| 3. 新しい金融行政の枠組み (1) 資産査定厳格化 (ア) 資産査定に関する基準の見直し ① 引当に関するDCF的手法の採用 | <ul style="list-style-type: none"> 日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」を公表(15年2月25日) 検査マニュアルを改訂・公表(15年2月25日) | <ul style="list-style-type: none"> 改訂した検査マニュアルを、平成15年3月期以降を基準日とする検査における償却・引当の適切性の検証へ適用 |
| ② 引当金算定における期間の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」を公表(15年2月25日) 検査マニュアルを改訂・公表(15年2月25日) | |
| ③ 大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一 | <ul style="list-style-type: none"> 平成15年1月よりスタートする検査から適用 | |
| ④ デット・エクイティ・スワップの時価評価 | <ul style="list-style-type: none"> 取引の時期を問わず、時価評価を適用することを主要行(14年11月11日)、日本公認会計士協会(14年11月12日)に要請 | |
| ⑤ 再建計画の厳格な検証 | <ul style="list-style-type: none"> 「再建計画検証チーム」を設置(14年12月24日)し、平成15年1月以降の特別検査及び特別検査フォローアップにおいて検証 | <ul style="list-style-type: none"> 再建計画の策定・実施による債務者の経営改善等により、不良債権処理は着実に進展 |
| ⑥ 担保評価の厳正な検証 | | <ul style="list-style-type: none"> 平成16年3月期のアンケート結果によると担保不動産の売却実績額は直前期の評価額を上回っており、総じてみれば、実勢に基づいた適切な担保評価を実施 |
| (イ) 特別検査の再実施 | <ul style="list-style-type: none"> 「特別検査等の実施結果について」等を公表(15年4月・11月、16年4月・11月) 17年3月期は、特別検査限定フォローアップを実施 | <ul style="list-style-type: none"> 引当水準が相当高くなるとともに、経営の悪化した債務者の早期処理が実施されるなど、総じて不良債権処理は進展 |
| (ウ) 自己査定と金融庁検査の格差公表 | <ul style="list-style-type: none"> 主要行の自己査定と検査結果の格差を公表(14年11月、15年9月、16年9月) | <ul style="list-style-type: none"> 貸出金分類及び償却・引当額のいずれかの乖離率も14年度に大幅に低下し、その後は総じて低位で推移 |
| (エ) 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化 | <ul style="list-style-type: none"> 事務ガイドラインの改正を公表(14年12月10日) | |
| (オ) 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言 | <ul style="list-style-type: none"> 金融審議会の報告(14年12月16日)を踏まえ、一般上場企業等を対象として内閣府令を改正(15年3月31日) | <ul style="list-style-type: none"> 主要行は平成15年3月期の有価証券報告書から実施 |
| (2) 自己資本の充実 | | |
| (ア) 自己資本を強化するための税制改正 | | |
| ① 引当金に関する新たな無税償却制度の導入 | | <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度税制改正において欠損金の繰越控除の期間が、5年から7年に延長された(平成13年度発生分から適用) |
| ② 繰戻還付金制度の凍結措置解除 | <ul style="list-style-type: none"> 平成15、16、17年度税制改正要望を提出 | <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度与党税制改正大綱において、「今後の金融機関の自己資本の状況等を見極め、金融機関の自己資本に関する金融行政上の対応の検討等とあわせ、納税者間の公平、税制度としての執行可能性を前提に、金融機関や財政に及ぼす影響等を踏まえ、引き続き検討する」とされた(16年12月15日) |
| ③ 欠損金の繰越控除期間の延長検討 | | |
| (イ) 繰延税金資産に関する算入の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> 厳正な評価について主要行に要請(14年11月11日) 繰延税金資産の情報開示の拡充について主要行に要請(15年10月31日) 金融審議会金融分科会第二部会から報告書「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」を公表(16年6月22日) | <ul style="list-style-type: none"> 主要行全体として、繰延税金資産の自己資本に対する割合が低下 金融審議会の報告書(16年6月)及び17年3月期決算の状況等を踏まえ、自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化について、規制内容・実施時期等の検討を着実に進めている。 |

| 項目 | 進捗状況 | |
|----------------------------|---|---|
| (ウ)繰延税金資産の合理性の確認 | <ul style="list-style-type: none"> 日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表(15年2月25日) | |
| (エ)債務者に対する第三者割当増資部分の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 事務ガイドラインの改正を公表(15年2月21日) | |
| (オ)銀行の自己資本の在り方に関する考え方の整理 | <ul style="list-style-type: none"> 金融審議会金融分科会第二部会から報告書「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」を公表(16年6月22日) | <ul style="list-style-type: none"> 金融審議会の報告書(16年6月)及び17年3月期決算の状況等を踏まえ、自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化について、規制内容・実施時期等の検討を着実に進めている。 |
| (カ)自己資本比率に関する外部監査の導入 | <ul style="list-style-type: none"> 主要行等に対して、平成15年3月期末より、自己資本比率の算定に関し、外部監査を受けることを要請(15年4月4日) 銀行法施行規則等を改正(15年4月14日) 日本公認会計士協会において、業種別監査委員会報告「自己資本比率算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱いについて」を公表(15年4月15日) | |
| (3)ガバナンスの強化 (ア)外部監査人の機能 | <ul style="list-style-type: none"> 日本公認会計士協会に要請(14年11月12日) 日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表(15年2月25日) | |
| (イ)優先株の普通株への転換 | <ul style="list-style-type: none"> 「公的資本増強行に対するガバナンスの強化について」を公表 主要行:15年4月4日 地域銀行等:15年6月30日 | <ul style="list-style-type: none"> 15年3月期について、当期利益が計画大幅未達の15行・社に業務改善命令を发出(15年8月) 16年3月期について、当期利益が計画大幅未達の3行・社に業務改善命令を发出(16年6月、7月) →うち、2行・社は2期連続の業務改善命令 |
| (ウ)健全化計画未達先に対する業務改善命令の发出 | | |
| (エ)早期是正措置の厳格化 | <ul style="list-style-type: none"> 事務ガイドラインの改正を公表(14年12月10日) | <ul style="list-style-type: none"> 早期是正措置の対象となった金融機関は、命令に基づき、是正措置を実施 |
| (オ)「早期警戒制度」の活用 | <ul style="list-style-type: none"> 事務ガイドラインの改正を公表(14年12月10日) | |
| 4. 今後の対応 | <ul style="list-style-type: none"> 金融審議会において「リレーシオンシップバンキングの機能強化に向けて」を公表(15年3月27日) 「リレーシオンシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表(15年3月28日) | <ul style="list-style-type: none"> 各中小・地域金融機関より「リレーシオンシップバンキングの機能強化計画」提出(～15年8月29日) 「リレーシオンシップバンキングの機能強化計画の概要について」を公表(15年10月7日) 「リレーシオンシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の進捗状況を公表(16年1月16日、16年6月30日、16年12月27日) 「『リレーシオンシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』に基づく取組み実績と総括的な評価について」を公表(17年6月29日) <p>(参考) 地域密着型金融(リレーシオンシップバンキング)の機能強化に向けた取組みは、総じて着実に進捗(15～16年度までの2年間の取組み実績と総括的な評価) 《金融機関の取組み実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域金融機関の経営改善支援により、支援を行った債務者(正常先を除く)の約4分の1(約18,000先)が業況改善 9割近くの地域金融機関が担保・保証に過度に依存しない融資を推進 デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)等の手法を活用した事業再生事例についても着実に増加 <p>《金融機関の取組みに対する総括的な評価》</p> <p>【取組みに対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート結果等をみると、借り手等の受止め方は従前に比べ改善しており、中小企業からみた金融機関の貸出態度も改善傾向にある、 事業再生の取組みが進展する中で不良債権比率は全体として低下のトレンドにある、など、金融機関の取組みについては、一定の評価 <p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」、 情報開示等の推進とこれによる規律付け、 <p>を通じて、地域密着型金融の一層の推進を図ることが必要</p> |

主要行の破綻懸念先以下債権の状況（兆円、%）【速報値】

| 12年9月期 | 13年3月期 | 13年9月期 | 14年3月期 | 14年9月期 | 15年3月期 | 15年9月期 | 16年3月期 | 16年9月期 | 17年3月期 | 要処理額 | |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------|
| 12.7 (15/3までに処理) | 8.3 (▲34.9%) | 6.6 (▲48.1%) | 4.7 (▲63.3%) | 3.4 (▲73.4%) | 1.2 (▲90.8%) | 0.9 (▲93.2%) | 0.4 (▲96.9%) | 0.3 (▲97.9%) | 0.1 (▲99.1%) | (0.0) (▲99.6%) | |
| | (▲4.4) | (▲1.7) | (▲1.9) | (▲1.3) | (▲2.2) | (▲0.3) | (▲0.5) | (▲0.1) | (▲0.2) | | |
| (新規発生) (16/3までに処理) | 3.4 | 2.6 (▲24.0%) | 1.9 (▲45.3%) | 1.2 (▲63.6%) | 0.5 (▲83.9%) | 0.4 (▲89.0%) | 0.2 (▲95.2%) | 0.1 (▲96.4%) | 0.1 (▲97.9%) | (0.0) (▲98.6%) | |
| | (▲0.8) | (▲0.7) | (▲0.6) | (▲0.7) | (▲0.2) | (▲0.2) | (▲0.0) | (▲0.0) | (▲0.0) | | |
| (新規発生) (17/3までに処理) | 3.0 | 2.0 (▲33.5%) | 1.5 (▲51.6%) | 0.8 (▲74.0%) | 0.6 (▲81.0%) | 0.3 (▲89.9%) | 0.2 (▲93.7%) | 0.1 (▲96.4%) | 0.1 (▲98.2%) | (0.0) (▲98.6%) | |
| | (▲1.0) | (▲0.5) | (▲0.7) | (▲0.2) | (▲0.3) | (▲0.1) | (▲0.1) | (▲0.1) | (▲0.1) | | |
| (新規発生) (17/3までに処理) | 6.9 | 4.3 (▲38.5%) | 2.2 (▲68.8%) | 1.2 (▲82.1%) | 0.7 (▲89.9%) | 0.5 (▲93.3%) | 0.3 (▲96.4%) | 0.2 (▲97.9%) | 0.1 (▲98.2%) | (0.1) (▲98.7%) | |
| | (▲2.7) | (▲2.1) | (▲0.9) | (▲0.5) | (▲0.2) | (▲0.3) | (▲0.2) | (▲0.3) | (▲0.3) | | |
| (新規発生) (18/3までに処理) | 2.0 | 1.1 (▲47.4%) | 0.7 (▲67.2%) | 0.3 (▲83.0%) | 0.2 (▲90.0%) | 0.1 (▲95.0%) | 0.1 (▲97.5%) | 0.1 (▲98.2%) | 0.1 (▲98.7%) | (0.1) (▲99.1%) | |
| | (▲1.0) | (▲0.4) | (▲0.3) | (▲0.1) | (▲0.1) | (▲0.1) | (▲0.1) | (▲0.1) | (▲0.1) | | |
| (新規発生) (18/3までに処理) | 3.0 | 1.6 (▲45.8%) | 0.8 (▲73.0%) | 0.4 (▲85.8%) | 0.2 (▲93.8%) | 0.2 (▲95.0%) | 0.2 (▲96.7%) | 0.2 (▲97.3%) | 0.2 (▲98.7%) | (0.2) (▲99.3%) | |
| | (▲1.4) | (▲0.8) | (▲0.4) | (▲0.4) | (▲0.2) | (▲0.2) | (▲0.2) | (▲0.2) | (▲0.2) | | |
| (新規発生) (19/3までに処理) | 3.0 | 1.1 (▲62.0%) | 0.6 (▲80.2%) | 0.3 (▲89.6%) | 0.3 (▲91.2%) | 0.2 (▲93.3%) | 0.2 (▲96.7%) | 0.2 (▲97.3%) | 0.2 (▲98.7%) | (0.3) (▲99.2%) | |
| | (▲1.9) | (▲0.5) | (▲0.3) | (▲0.3) | (▲0.3) | (▲0.3) | (▲0.3) | (▲0.3) | (▲0.3) | | |
| (新規発生) (19/3までに処理) | 2.8 | 1.0 (▲64.1%) | 0.4 (▲87.5%) | 0.2 (▲91.3%) | 0.2 (▲93.3%) | 0.2 (▲95.0%) | 0.2 (▲96.7%) | 0.2 (▲97.3%) | 0.2 (▲98.7%) | (0.2) (▲99.3%) | |
| | (▲1.8) | (▲0.7) | (▲0.4) | (▲0.4) | (▲0.4) | (▲0.4) | (▲0.4) | (▲0.4) | (▲0.4) | | |
| (新規発生) (20/3までに処理) | 5.4 | 1.4 (▲74.9%) | 0.2 (▲96.3%) | (1.2) (▲77.1%) | |
| | (▲4.0) | (▲4.0) | (▲4.0) | (▲4.0) | (▲4.0) | (▲4.0) | (▲4.0) | (▲4.0) | (▲4.0) | | |
| (新規発生) (20/3までに処理) | 1.9 | 1.9 (▲0.0%) | (1.8) (▲94.7%) | |
| | (▲0.0) | (▲0.0) | (▲0.0) | (▲0.0) | (▲0.0) | (▲0.0) | (▲0.0) | (▲0.0) | (▲0.0) | | |
| 残高 | 12.7 | 11.7 | 12.2 | 15.4 | 12.3 | 8.7 | 8.4 | 6.7 | 8.7 | 4.7 | (4.0) |
| 不良債権比率(%) | 5.1 | 5.3 | 6.2 | 8.4 | 8.1 | 7.2 | 6.5 | 5.2 | 4.7 | 2.9 | |

(出典)決算短信より集計

(注)要処理額は、オフバランス化につながる措置を講じた債権残高を除いた額。